

平成二十一年一月二十日受領
答 弁 第 七 号

内閣衆質一七一第七号

平成二十一年一月二十日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出旧麻生鉱業において外国人捕虜が強制労働させられていたことを示す厚生労働省の公文書に対する外務省の対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出旧麻生鉱業において外国人捕虜が強制労働させられていたことを示す厚生労働省の公文書に対する外務省の対応等に関する質問に対する答弁書

一について

旧麻生鉱業において連合軍捕虜を労働させていたことを示す公文書の存在を外務省が知ったのは、平成二十年十二月四日である。

二、五及び六について

平成十八年十一月十五日付のインターナショナル・ヘラルド・トリビューン紙記事「正義を求める不屈の訴え」には、事実誤認等が種々含まれていたため、当時外務省が保有している資料で記事の内容に関係するものがないか等について、外務省国際報道官室より、外務省のその他の関係部局に確認を行った上で、同年十二月十五日付の公電により在ニューヨーク日本国総領事館に対し、記事への反論の掲載の指示を行った。なお、当該公電とは別途に確認を行うことを決めた決裁書は存在していない。

三について

平成二十年十二月十七日（ニューヨーク時間）に行われた。

四について

平成二十年十二月十八日に行われた参議院外交防衛委員会において、藤田幸久参議院議員の質問に対する中曾根外務大臣の答弁において、削除の事実及びその理由について説明を行った。

七について

本件反論は、当時、外務省の内部で可能な調査を行い、それに基づいて掲載したものであるが、その時点で、旧麻生鉱業での捕虜の労働に関連する資料が厚生労働省に保管されていたことを外務省が承知していなかったことは事実である。